

事業主 様

千葉県医業健康保険組合
理 事 長 永 蔭 嘉 嗣
(公 印 省 略)

健康保険料率決定通知書

当組合の令和5年度健康保険料率は、「**1,000 分の 96**」に改定し、健康保険料率の内訳（健康保険法第 160 条第 14 項及び第 15 項）は、下記のとおり変更となりました（任意継続被保険者も同様の変更です）。

なお、改定後の健康保険料率は、令和5年3月分保険料（令和5年4月納付分）から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和5年4月分保険料から適用となります。

記

1. 内 訳

（変更前） 令和5年2月分保険料（3月納付分）まで適用

	（基本保険料率）	（特定保険料率）	（調整保険料率）
事 業 主	27.405／1,000	17.445／1,000	0.650／1,000
被保険者	27.405／1,000	17.445／1,000	0.650／1,000
	54.810／1,000	34.890／1,000	1.300／1,000

（変更後） 令和5年3月分保険料（4月納付分）から適用

	（基本保険料率）	（特定保険料率）	（調整保険料率）
事 業 主	29.130／1,000	18.220／1,000	0.650／1,000
被保険者	29.130／1,000	18.220／1,000	0.650／1,000
	58.260／1,000	36.440／1,000	1.300／1,000

※ 合計保険料率は、96／1,000 となります。

2. 改定理由

新型コロナウイルス感染症による保険給付費及び高齢者医療制度への納付金等の急激な増加に耐えうる安定的な事業運営を図るため